

幼児教育・保育の無償化10月からスタート

園 幼児課(☎65-8607)

人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の一つとして、10月から保育料の無償化が始まります。

【対象者】

- 3～5歳児(所得にかかわらず全ての世帯)
- 市民税非課税世帯の0～2歳児

【対象施設サービス】

- 次の施設の利用料が無償となります。
- 認可保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)
- 認可外保育施設、一時預かり、病児保育施設、ファミリー・サポート・センター

【注意ください】

- 延長保育、給食費、バス代、その他園が定める実費徴収分は引き続き保護者の負担となります。
- 3～5歳児のこれまで保育料の一部に含まれていた副食費は、保育料とは区別して10月からも徴収します。
- 複数のサービスが同時に利用できない場合がありますので詳細は下記までお問い合わせください。
- 利用される施設やサービスによって、事前に手続きが必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【多子世帯軽減施策について】

現在、市が実施している認可保育施設幼稚園・保育所・認定こども園(保育料の多子世帯軽減施策(第2子半額、第3子以降無償)については、10月以降も引き続き実施します。

【副食費の減免について】

年収360万円未満相当の世帯はすべて免除します。また、年収360万円相当以上の世帯は、第2子半額免除、第3子以降は全額免除します。

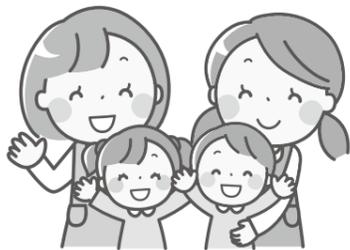
※認可保育施設に限る。

問合せ・申請先

幼児課(本庁舎5階)
☎65-8607



▲市ホームページ



○無償化制度の概要と手続き

	0～2歳児	3～5歳児
保育所 認定こども園 (長時部)	住民税非課税世帯のみ無償 手続き不要 他のサービスとの併用は不可	無償 手続き不要 他のサービスとの併用は不可
幼稚園 認定こども園 (短時部)		無償 手続き不要 一時預かり等を利用する場合は月額11,300円まで無償 ※「施設等利用給付認定」の申請が必要です。
認可外保育施設等	住民税非課税世帯のみ月額42,000円まで無償 ※「施設等利用給付認定」の申請が必要です。	月額37,000円まで無償 ※「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

※「施設等利用給付認定」の申請とは

無償化によりできた新しい認定です。無償化の対象となるためには、右記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。ただし、認可保育施設の入所申込の際、保育所および認定こども園(長時部)への入所を希望したにもかかわらず入所できていない人は、新たに申請する必要はありません。

○保育を必要とする事由

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・しょうがい、同居親族等の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学
※事由により申請に必要な添付書類が異なります。

市公共施設の指定管理者を募集します

問 行政経営改革課(☎65-6702)

指定管理者として、令和2年4月から施設の管理をしていただける法人や団体を募集します。

【募集する施設】

- ①長浜伊香ツインアリーナ(木之本町西山)
- ②妙理の里(奈呉町菅並)
- ③高月駅コミュニティセンター関連施設(高月町落川等)

【募集要項の配布】

9月4日(水)～10月9日(水)の期間に左記担当課で配布します。

※平日8時30分～17時15分

※市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申請書類の提出】

10月3日(木)～9日(水)の期間に直接担当課まで提出してください。

【申込先】

- ①スポーツ振興課(本庁舎3階)
☎65-8787
- ②農業振興課(本庁舎2階)
☎65-6522
- ③都市計画課(本庁舎2階)
☎65-6562



▲市ホームページ

プレミアム付商品券の購入引換券を発送します

問 プレミアム付商品券事務室(☎65-6528)

市ではプレミアム付商品券を9月末から販売します。購入には、市が発行する「購入引換券」が必要です。

【購入引換券の送付時期】

○子育て世帯

対象となる子どもの人数分の「購入引換券」を次のとおり対象世帯へ送付します。※手続きは不要です。

- ①平成28年4月2日～令和元年7月31日生まれの場合
は、9月中旬～下旬
- ②令和元年8月1日～令和9月30日生まれの場合は、10月下旬

○住民税非課税の人

購入引換券の交付申請のあった人に対し、交付・不交付を決定し、交付の場合には9月中旬以降、順次送付します。対象となる人にはすでに市から購入引換券の交付申請に必要な書類を送付しています。申請がまだの方は、早めに申請してください。

※商品券の販売場所等、詳しくは広報紙で随時お知らせするほか、購入引換券の送付時にご案内します。

問合せ

プレミアム付商品券事務室
(本庁舎1階)
☎65-6528



全国家計構造調査のお知らせ

問 情報政策課(☎65-6542)

10月から11月にかけて、総務省により「全国家計構造調査」が実施されます。

この調査は、家計における消費、所得、資産等の実態を全国のおよび地域別に明らかにすることを目的としており、調査の結果は、公的年金の金額の検討、介護保険料の算定、税制改正に伴う政策効果の予測など、重要な政策の資料として利用されます。

調査対象として選ばれた世帯には、9月以降、統計調査員が訪問し調査書類を配布します。調査の主旨・必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果を統計以外の目的に使用することは固く禁じられており、税金の徴収等に使われることはありません。

